

議第164号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

山下奨学基金	22,000,000
--------	------------

を

山下奨学基金	23,000,000
--------	------------

に改める。

第2条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

葵ライオンズ奨学基金	4,300,000	円
民生児童委員連盟奨学基金	7,500,000	
大倉奨学基金	1,000,000	
三井奨学基金	5,000,000	
京都機械工具奨学基金	1,000,000	
公益社奨学基金	12,500,000	

洛中ライオンズ奨学基金	2,000,000
山下奨学基金	23,000,000
鞍馬山婦人会奨学基金	1,000,000
親和奨学基金	10,000,000

を

民生児童委員連盟奨学基金	7,500,000 ^円
公益社奨学基金	12,500,000
山下奨学基金	23,000,000

に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

提案理由

寄付受納に伴い現金を山下奨学基金に積み立てるとともに、葵ライオンズ奨学基金等を処分する必要があるので提案する。